

人材紹介コンサルティング業務委託契約書

●●株式会社(以下、「甲」という)と株式会社ヒューマンブリッジ(以下、「乙」という)とは、乙による甲への人材紹介を効果的に実施するため、以下の通り、人材紹介コンサルティング業務委託契約(以下、「本契約」という)を締結します。

第1条 1. 乙は、甲が求める人材要件を把握し、それに合致した人材を探索して甲に紹介し、採用に至るまでの支援活動を行います。

2. 乙が行う前項の業務に対し、甲は乙に対しコンサルティングフィーを支払うものとします。

第2条 1. 乙の紹介した人材を甲が採用した場合、甲は乙に対し、コンサルティングフィーとして、採用人材の理論年収金額「基本給与、年間賞与、各種手当(時間外手当及び通勤手当は除く)」× 65% (別途消費税)の費用を支払うものとします。ただし、期間の定めのある雇用契約の場合は40% (別途消費税)の費用を支払うものとします。

2. 甲は、乙が紹介した人材の採否について、決定後速やかに乙宛に連絡をとるものとします。また、乙の紹介した人材を甲が採用決定した場合、甲は直ちにその決定事項(雇用開始日、勤務地、職務内容、職位、年収等)を書面もしくは電子メールで採用決定人材と乙に通知するものとします。

第3条 甲による人材の採用決定後、乙が速やかに発行する請求書に基づき、採用決定者の入社月の翌月末日までに、甲は乙に対し、前条のコンサルティングフィーを乙指定の口座に振込ものとします。

第4条 採用人材が入社日以降3ヵ月以内に自己都合により退職した場合(死亡・病気の場合等不測の事態を除く)、乙は、以下の金額(別途消費税)を、甲より発行された請求書が乙に到着後1ヶ月以内に甲指定の口座に振込むものとします。但し、乙が紹介した人材の入社後、入社前に提示された処遇の内容と明らかに異なる場合は、自己都合による退職であってもこの限りではありません。

・ 入社日以降3ヶ月以内 コンサルティングフィーの50%

第5条 甲および乙は、本契約に基づいて相手方から知得した情報を本契約上の義務履行・権利行使のみに使用するものとします。

第6条 本契約の有効期間は本契約の締結日から1年間とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がなされないときは、本契約は引き続き1年間更新されたものとし、以降も同様とします。

第7条 本契約に定めのない事項および本契約の解釈について疑義が生じたときは別途協議のうえ、甲乙双方誠意を持って解決するものとします。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有します。

令和〇年〇月〇日

【1】

【2】 東京都中央区銀座一丁目22番11号
銀座大竹ビジデンス2階
株式会社ヒューマンブリッジ
代表取締役 佐々木 拓哉